

岩手県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市上根子字神山207番1地先から太田第43地割104番2地先まで	新	A 36.3～10.1 m	m 1,680.3
花巻市上根子字神山207番1地先から太田第44地割213番1地先まで		B 48.7～12.0	1,619.0
花巻市太田第44地割190番2地先から261番地先まで		C 25.2～10.0	304.7
花巻市太田第44地割242番地先から256番地先まで	旧	A 20.5～11.7	148.9
花巻市太田第44地割203番1地内		B 25.9～23.0	104.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
- (2) 期間 平成22年2月23日から同年3月23日まで